

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
1. 外資への諸規制・障壁（参入規制、撤退規制、優遇政策縮小、利益回収等）						
1	日機輸	現地調達義務	・EPC案件、PPP含む事業投資案件とも現地調達義務が課せられているが、調達比率が現地品の事情に即しておらず、要求工期および要求性能を満たす上で問題あり。	継続	・現地調達比率の緩和。 ・当国企業と外資系企業との公平な競争の為のプロジェクトオーナーによる現地調達一律手配および支給。	
2	日鉄連	自国鋼材優先購入	・国内産業保護のため、HADEEDの棒鋼、線材を優先購入(BUY SAUDI政策)がなされる。特に政府のConstruction Tenderでは丸棒はHADEEDのものが優先され、ConstructorにもJob Owner/Consultantから直接・間接のプレッシャーがかかる。	継続	・BUY SAUDI政策の撤廃。	
3	日機輸	資本金、投資者による業務制限	・資本金、投資者による業務制限について、トレーディング取引を含む商業ライセンス取得の要件として、資本金SAR 30 million (JPY10億*100%外国法人の場合)との条件があるが、金額が高くかなりハードルが高い。	新規	・ビジネス規模によって、適格な資本金要件などを検討願いたい。	・投資省規定、Service Manual 2023 03.07.02
4	日機輸	トレードライセンスでのインデント取引の不認可	・サウジアラビアの現地法人に付与されているトレードライセンスでは、本社とサウジアラビアの客先との間に入って商取引をサポートし、そのサービスの対価を得る、いわゆるインデント取引が認められない。(エージェント取引に該当し、その許可を得ることが難しい)	継続		
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	日鉄連	輸入関税引き上げ	・2020年6月20日より、サウジアラビア税関は鉄鋼製品を含む約1300品目に対して関税引き上げを実施。当初、6月10日から引き上げを開始するとしていたが、同日にいったん延期が発表され、再度6月20日から適用が開始された。	継続	・関税の引き下げ。	
2	日機輸	UAEからの輸入品に対する輸入税賦課	・2021年7月より、UAEからサウジに輸入される産品（当社の場合では鉄鋼製品）にこれまでGCC内では課税されていなかった輸入税が賦課されている。GCC内でUAEのみの措置となっており、当社のUAEからサウジへの輸入取引に影響が出ている。	継続	・GCC他国と同じ扱いとして欲しい（非課税に戻して欲しい）。	
3	日機輸	通関規制の煩雑・不明確	・SABERオンラインプラットフォームに全輸入品を事前登録しなければならないという輸入規制あり。 ・ルールが不明確で、変更も多い。 ・COC取得の流れが不明確で取得に、1年以上かかっている。 ・発電プラントの定期点検に必要な部品でも、SABER対象としてCOCを取得するため、スムーズな出荷ができず、またSABER COC取得のための追加費用が発生している。	継続	・規制内容の明確化。 ・COC取得の簡素化。 ・定期的に出荷する部品（左記の定期点検用部品など）のCOC免除など。	
4	日機輸	輸入通関時の開品検査	・コンテナヤードにて、かなりの高率にてコンテナを開けての開品検査が発生する（1割程度）。また多大な時間もかかり、かつ検査にともなうコストは荷主負担となる。検査後の積み直し時にダメージも多数発生。前年に比べると、積み直し時のダメージは減少。 2023年度、サウジアラビアの顧客が破損した商品を受け取り、当社はクレームを受けた。しかし、調査の結果、税関検査場で破損したことが判明し、問題は継続している。	継続	・検査率が他国に比べあまりにも高いため是正を働きかけて欲しい。	・Related to customs law ・税関関連法
5	日鉄連	サウジ・スペックに基づく出荷前・通関検査の煩雑	・品質チェックのために、各品種において規格化を進めており、鉄鋼については主要品種の規格化を推進。丸棒、バーインコイルを対象としたSAUDI SPECに基づく通関検査を行う。	継続	・制度の撤廃ないし手続きの簡素化。	
6	日鉄連	輸出品本体への原産地表示印刷義務	・問屋よりユーザーに売られる際、原産地明示を義務化しており、サウジに輸入される全ての鋼材のEach Pieceごとに原産地国名をペイントする。 2009年2月1日、サウジ向け全貨物の原産国外装表示の規制強化（サウジ税関よりの指令）。全ての貨物の外装（カートン等）に原産国の表示を印刷またはスタンプすることが必要となった。	継続	・制度の撤廃ないし手続きの簡素化。	

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
7	日機輸	規制対象品目の予告なき追加、不透明な運用	・ 法文及びガイドラインに規制対象となるHSコードが記載されているが、それがどこかの時点でSABERシステム上で法文上に記載のないHSコードが追加され、規制対象が増えた。法文、ガイドラインの改正もなく、事前通知もないため、SABER上でしか知ることができず、わかった時点から適合性評価やテストレポートの準備等を始めると、数か月間サウジアラビア市場に製品を出すことができない。繊維規則だけでなく、他の技術規則も含めて、法文上のHSコードリストが更新されずに突然システム上で追加することは将来的な混乱が予想される。	継続	・ SABERでHSコードを追加する場合は、法律を改正しHSコードリストを改正すると事前に通知をして頂きたい。その上で、準備するための十分な猶予期間を設けるべきである。	・ Technical Regulation for Textile Products
5. 税制						
1	日機輸	法人税格差	・ 外資系企業の法人税20%に対し当国企業およびGCC諸国の企業はザカート(喜捨税) 2.5%のみ、外資系企業および当国企業が参加するPPP含む事業投資案件等において公平な競争を阻害。	継続	・ PPP含む事業投資案件等における外資企業への適用除外ないし減税措置、或いは入札評価等における当国企業と外資企業への同一税率の見直し適用。	
2	日機輸	二重課税	・ 二重課税の問題がある。	継続	・ 二重課税を防止する租税条約の締結について働きかけて頂きたい。	
3	日機輸	租税条約の不遵守	・ 使用料に関しては日沙租税条約において限度税率5%と規定されるが、税務調査で否認され、国内法税率15%で課税されるケースがある。契約、実施内容とも使用料(ロイヤリティ)であることが明確であるにも関わらず、異議申し立ても特段の説明もなく却下される。国内法において、関連者への送金がすべからず、源泉所得税の対象となっている。この点、日沙租税条約第22条において両国に広範な課税権を認めているようにも読めるが、日本税務当局から外国税額控除の適用に疑義を示されるケースがある。	継続	・ 租税条約の順守を要望する。	・ サウジ国内法Article63 ・ 日沙租税条約第12条
6. 雇用						
1	日鉄連	サウジ人雇用規制の強化	・ サウジアラビアには、「サウダイゼーション」と呼ばれるサウジ人雇用強化政策があり、一定比率のサウジ人の雇用が義務付けられている。工場の運営などはインドなどからの出稼ぎ外国人労働者により行われていることが多く、工場運営の阻害要因となっている。	継続		・ ニターカート・プログラム
2	日機輸	サウジ人雇用規制の強化	・ 総務、出納、官辺対応などの職種がサウジ人限定となっており、且つより多く、専門性職種(経理など)も今後増やされていく傾向があるが、一方で同国での人材育成が必要に迫りつつおらず、適正コストで適格な人材を確保することが難しい。	新規	・ ビジネス規模、従業員数等によって、サウジ人限定職種の緩和を願いたい。	・ 労働局規定「Guide to professions restricted to Saudis」
3	日機輸	サウジ人雇用規制の強化	・ 給与等処遇水準が相対的に高く且つ給与を下げてはならない当国民の雇用義務は、事業採算および会社運営等において問題あり、事業拡大、事業投資および新規進出等の阻害要因。	継続	・ 外資への義務適用撤廃ないし大幅緩和。 ・ 政府による給与格差補填等の措置。 ・ 中等および高等教育の拡充。	
7. 駐在員・出向者等に関する問題						
1	日機輸	技術指導員派遣のビザ手続きの煩雑化	・ 技術指導員派遣のビザ手続きについて、以下の問題がある。 - Temporary working visaの取得を要求されるケースが増えている。駐在員の労働ビザとほぼ同じ手続きと所要時間が必要となる。 - 書類準備、申請所要時間が長い故(1-3か月)、申請者は同期間中に出国等ができない。従って、長い待機期間が発生し、派遣者の人選が難航する。 - シングルビザしかなく都度申請することが必要で、緊急対策できない。	新規	・ 申請手続き、要求書類の簡素化、或いはマルチビザの検討を願いたい。	・ 労働局要求、客先プラントの安全管理部門の要求
8. 知的財産制度運用						
1	時計協	不正・不良輸入業者の常習犯化	・ 差別的な法令運用、通関・流通手続きの可能性がある。 日本企業は正規流通させるため、法令・規則に従って原産地証明やSASO(サウジアラビア版RoHS)などの必要書類添付の upstream している	継続	・ 税関を迂回する密輸行為も含め、合法的に活動する企業を保護するために、違法商品を取り扱う流通業者や小	・ 商標法 ・ 意匠法 ・ 通関手続き

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			のに対し、違法商品が必要書類もなく流入・流通している実態がある。		売業者を取り締まってほしい。 ・密輸を防止してほしい。	・ 国境管理
2	日機輸	商標使用許諾契約書の特許庁への登録義務	・ 商標使用にかかる使用許諾契約書をサウジ特許庁に登録する制度・義務が新たに導入された。商標使用権は必ずしも代理店に付与される性質のものではない。商標権者が代理店に商標使用にかかる権利は与えず、(消極的に)異議を唱えない運用をすることで足りる。代理店に対して「商標使用権の付与」を行い、それを登録することまで制度上要求するべきではない。政府は、商標使用が常に権利付与されるわけではなく、また各国において登録されているわけではないことを理解すべきである。	継続	・ 商標使用許諾書を現地登録する制度は、廃止されるべき。	・ Related to Intellectual property rights ・ 知的財産制度
3	時計協	知的財産総局における権利行使手続の遅延と摘発結果の開示不足	・ 2021年に商業投資省から知的財産総局 (SAIP) に商標権利行使の管轄が移管されたが、提訴から摘発までの時間が以前より長くなっている。知的財産総局への商標権利行使の管轄が移管された後、摘発結果の開示について以前に比べて開示内容が限定されている。	新規	・ 摘発手続の迅速化を要望する。 ・ 摘発結果の開示内容について従来と同等レベルに変更することを要望する。	
4	日機輸	知的財産総局における権利行使手続の遅延と摘発結果の開示不足	・ 2021年に商業投資省から知的財産総局 (SAIP) に商標権利行使の管轄が移管されたが、提訴から摘発までの時間が以前より長くなっている。知的財産総局への商標権利行使の管轄が移管された後、摘発結果の開示について以前に比べて開示内容が限定されている。	継続	・ 摘発手続の迅速化を要望する。 ・ 摘発結果の開示内容について従来と同等レベルに変更することを要望する。	
9. 工業規格・基準・安全認証						
1	日機輸	未整備な安全認証制度の強制実施	・ 2019年1月より実施の安全認証制度が当月に到達され、メーカー・代理店の準備期間がまったく与えられなかった。また、当局の認証システムも確立されておらず、認証取得は実際には不可能だった。1月末に強制導入から任意導入に切替えられた。 SABERの対象が広がっているが追加製品カテゴリーの到達や製品法規がない。 技術法規の範囲内でない商品 (スベアパーツ等) のSABER登録に必要な書類は、公認機関によって異なる。	継続	・ 今後の製品法規の導入に際しては、メーカーと当局の双方に十分な準備期間を設けて到達→導入して欲しい。 ・ 全ての製品カテゴリーの申請をシステムで受け付けるべき。	・ Related to product regulation ・ 製品法規
2	日機輸	不合理なEMC規制要求	・ EMC規則において、以下の問題がある。 - EMC技術規則がアラビア語でのみ発行されており、正確な要求事項を確認できない。 - 市場流通在庫も規制対象とされており、実施までの猶予期間が設定されていても、対応が困難。 - 5.4項『説明データ』の本体載要求の記載内容が不明確で、具体的な記載内容が特定できない。	新規	・ 英語での技術規則の発行。 ・ 販売規制の廃止・撤回。 ・ 5.4項の要求事項の具体的な記載内容、および対応方法を含め、EMC技術規則適合方法の明確化。 例えば、ガイドラインの発行や当局webでの具体情報の公開など。	・ EMC Technical regulation
3	日機輸	スベアパーツへのレポート要求	・ SABER登録対象製品に対して、スベアパーツの追加登録を要求し、登録において必要文書としてスベアパーツとしての試験レポート (CBレポート) など、一般的に発行されないレポートの提出が必要となる。	継続	・ 規則の見直し。 ・ スベアパーツの登録要求の撤廃。	
11. 非効率な行政手続き・予見性を欠く法制度等						
1	日機輸	Distributor登録要件の未整備、不明確	・ 「distributorship」契約 (販売店が一度買い取って顧客に再販し、差益を得る) は、「Agency」 (販売契約は本人と顧客の間に成立し、代理人は成約コミッションを得る) 契約と異なるが、「Law of Agency (代理店法)」に基づき、サウジ商業省への登録が要求される。Distributorshipにかかる詳細なガイドラインや審査基準が公表されておらず、管轄官庁は、Distributorship契約書をAgency法の基準で審査し、契約書の条項に対して法律不適合として、修正を指示する場合がある (例えば契約書の準拠法をサウジ法とする等)。 また、(税関でなく) 商業省にて契約書登録をする目的が明確でない。他の諸外国では、商業省で契約書の登録が要件とされている国はほとんどないが、商業活動に特に支障が生じているわけではない。したがって代理店契約	継続	・ Distributorshipにかかる詳細なガイドラインや審査基準が公表されるべき。 ・ 私企業間での契約の条件決定については契約の自由が保障されるべきであり、 ・ 代理店契約書の登録要件や、登録しない場合の罰則規定は廃止されるべき。	・ Registration of distributor 「Distributor」の登録

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			書の登録要件や、登録しない場合の罰則規定は廃止されるべき。			
12. 政府調達						
1	日機輸	RHQ制度導入による政府および政府系の調達における参加制限	・2024年1月より、サウジ投資省主導による地域統括会社（RHQ）制度が導入される予定であるが、これによりサウジ国内にRHQ(地域統括拠点)を持たない企業は、政府および政府系調達が制限される可能性がある（当社としてサウジにRHQを設立する方針は未定であるが、困難）。	継続	・RHQ適用範囲を政府との直接取引のみに限定し、RHQ必要要件を緩和してほしい(必要とする採用人数や海外拠点数、RHQでの業務内容など)。	